

## あるべき税制研究会（１９回）議事録

平成２０年５月１２日、経団連会館にて、第１９回の「あるべき税制委員会」が開催されました。今回は、「海外子会社の配当に対するわが国税制」について筑波大学大学院青山慶二教授（当委員会副委員長）より以下の報告があり、米英の改革案との比較で幅広い意見交換が行われました。

### １．報告の概要

#### （１）国際課税の潮流変化

多国籍企業は近年水平的分業の推進により、子会社形態で多くの国で事業展開を行っており、本社所在地国の税制のみによってグループ全体の税負担が左右されるものではないが、依然として本社所在地は、グローバル経営の中心として人的資源や研究開発資源の集積地かつ主要な株主所在地であって、必要に応じ子会社利益の本国送還が行われている。その際、子会社が稼得した事業所得の親会社への配当形態での移転は、全世界所得課税方式（外国税額控除による二重課税調整付）を採るわが国税制の下では、最終的には世界的に最も高水準にある現行のわが国法人税負担を免れることはできず、テリトリアル課税方式（子会社配当を本社所在国で非課税扱い）を採る国と比較して、自国多国籍企業をグローバル市場で競争上不利に扱っていることになる。

わが国同様外国税額控除方式を採る米英は、２００７年にそれぞれ発表した財務省レポートにおいて、海外子会社からの配当につき国外所得免除制度の導入を検討しており、わが国もこの問題を早急に検討する必要があると与党税調も認識している。そこで、わが国現行の外税控除方式の問題点を検討すると共に、併せて米英の提案内容の紹介及びわが国への適用可能性の見地からの議論が行われた。

#### （２）わが国制度の問題点

子会社配当について二重課税防止のため認められるいわゆる間接税額控除については、以下の３点の問題点があげられている。

孫会社までに限定された適用、源泉徴収税額（直接税額控除対象）と相俟って高額負担となっており、この影響を緩和するためには複雑な彼我流用の租税計画が必要とされていること、間接控除は、二重課税の適正な排除と濫用防止の目的遂行のため外税控除制度全体の複雑化を増幅する要因の一つとなっており、コンプライアンスコストが極限に達していると認識されること。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。